

令和7年年金制度改正について

令和7年11月



余白

◎目次

I. 令和7年年金制度改正の概要

- 1. 改正の目的・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4
- 2. 改正概要及び施行日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4

II. 厚生年金関係に係る主な改正内容

- 1. 短時間労働者に係る企業規模要件の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ p.6
- 2. 個人事業所における非適用業種の解消・・・・・・・・・・・・・・・・ p.8
- 3. 短時間労働者に係る賃金要件の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9
- 4. 保険料調整制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.10

III. 年金給付関係に係る主な改正内容

- 1. 在職老齢年金制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13
- 2. 遺族厚生年金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.14
- 3. 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの許容・・・・・・・・ p.17
- 4. 配偶者加給年金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.18
- 5. 子に係る加算等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.18
- 6. 子の遺族基礎年金の支給停止規定の見直し・・・・・・・・ p.20
- 7. 脱退一時金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.21

I. 令和7年年金制度改正の概要

1. 改正の目的・趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ及び個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずることとされ、令和7年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布された。

2. 改正概要及び施行日

(1) 厚生年金保険関係

改正項目	改正概要	施行日
① 短時間労働者に係る企業規模要件の撤廃 (p.6)	・短時間労働者の適用要件のうち、 企業規模要件 を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。 令和9年10月：36人～50人 令和11年10月：21人～35人 令和14年10月：11人～20人 令和17年10月：撤廃	R9.10 R11.10 R14.10 R17.10
② 個人事業所における非適用業種の解消 (p.8)	・常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の 非適用業種 を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ただし、施行日前から開業している既存事業所は、当分の間、適用しない。 (非適用業種の例：農業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等)	R11.10
③ 短時間労働者に係る賃金要件の撤廃 (p.9)	・短時間労働者の適用要件のうち、 賃金要件 (月額8.8万円) を撤廃する。なお、最低賃金法の減額特例対象者(障害により著しく労働能力が低い者等)は、被用者保険の適用除外とする。 ・最低賃金法の減額特例対象者で月額賃金8.8万円未満の短時間労働者は、申出により任意加入することができる。	公布から 3年以内
④ 保険料調整制度の創設 (p.10)	・適用拡大に伴う経過措置として、事業主と被保険者の保険料負担割合を変更することで被保険者の保険料負担を軽減できることとし、 労使折半(50%)を超えて事業主が負担した保険料を3年間調整(還付) する。	R8.10
⑤ 厚年法における標準報酬月額上限引上げ	・標準報酬月額の上限を 65万円(32等級)から75万円(35等級) に段階的に引き上げる。 令和9年9月：68万円 令和10年9月：71万円 令和11年9月：75万円 ・標準報酬月額等級上限の改定ルールを「全被保険者に占める最高等級該当の被保険者割合が一定(4%)を超える状態が継続した場合」に見直す。	R9.9 R10.9 R11.9

(2) 年金給付関係

① 在職老齢年金制度の見直し (p.13)	・ 在職老齢年金の支給停止調整額について、現行の50万円から、62万円（いずれも令和6年度価格）に引き上げる。	R8.4
② 遺族厚生年金の見直し (p.14)	・ 遺族厚生年金の男女差解消のため、子のない60歳未満の配偶者は原則5年の有期給付の対象とし、新たに60歳未満の男性についても支給対象とするとともに、以下の配慮措置を行う。 「死亡分割制度の創設」：婚姻期間中における死亡者の標準報酬月額等を分割 「遺族厚生年金の収入要件の廃止」：前年収入850万円未満とされている収入要件を廃止 「有期給付加算の新設」：死亡者の老齢厚生年金の4分の1相当額を遺族厚生年金に加算 「継続給付」：低所得や障害状態にある受給権者に対しては、5年間の有期給付終了後も、最長65歳まで、所得に応じた遺族厚生年金を支給 ・ 女性だけを対象とする中高齢寡婦加算については、十分な時間をかけて段階的に廃止する。	R10.4
③ 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの許容 (p.17)	・ 遺族厚生年金の受給権者は、現行老齢年金の繰下げを行えないこととされているが、遺族厚生年金の受給権を有していたとしても請求を行っていないければ、老齢年金の繰下げ申出を認める。	R10.4
④ 配偶者加給年金の見直し (p.18)	・ 年額で約42万円支給している配偶者加給年金額（老齢年金）について、施行後に新たに受給する者から縮小（約37万円）する。	R10.4
⑤ 子に係る加算等の見直し (p.18)	・ 老齢基礎年金、障害厚生年金、遺族厚生年金に子の加算を新設する。 ・ 子に係る加算額を第3子以降も含め一律約28万円に引き上げる。（現行では第2子までは239,300円、第3子以降は79,800円（令和7年度の年額））	R10.4
⑥ 子の遺族基礎年金の支給停止規定の見直し (p.20)	・ 子自らの選択によらない事情で遺族基礎年金が支給停止されることのないよう、遺族基礎年金の受給権を有さない父又は母と生計同一関係にあっても、子に対して遺族基礎年金を支給する。	R10.4
⑦ 脱退一時金の見直し (p.21)	・ 脱退一時金の支給上限年数を現行の5年から8年に見直す。また、保険料納付期間を年金受給に結びつけやすくするため、再入国許可付きで出国した者には、当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない。	公布から4年以内
⑧ 障害年金・遺族年金の直近1年要件の延長	・ 障害年金及び遺族年金について、初診日又は死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がなければ保険料納付要件を満たすとす直近1年要件を10年間延長する。	公布日
⑨ 離婚時の年金分割の請求期限の伸長	・ 民法の改正により、財産分与の除斥期間が2年から5年に伸長されたため、離婚時の年金分割の請求期限を、現行の2年から5年に伸長する。	R8.4

(3) 国民年金関係

① 高齢任意加入対象者の追加	・ 国民年金の高齢任意加入の対象者（老齢基礎年金の受給権を有しない65歳以上70歳未満の者）を、現行の昭和40年4月1日までに生まれた者から、昭和50年4月1日までに生まれた者まで拡大する。	公布日
② 納付猶予制度の延長	・ 納付猶予制度の期限を、現行の令和12年6月から、令和17年6月まで5年間延長する。	公布日

(4) その他

① 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能要件の見直し	・ 現行、原則65歳未満の国民年金被保険者とされているiDeCo加入対象者について、60歳以上70歳未満の者のうち、過去にiDeCoに加入していた者等も対象者（老齢基礎年金等の受給者を除く）として拡大する。	公布から3年以内
-------------------------------	---	----------

Ⅱ. 厚生年金関係に係る主な改正内容

1. 短時間労働者に係る企業規模要件の撤廃【施行日：令和9年10月1日～】

(1) 改正の背景・目的

労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な公的年金制度を構築する観点等から、短時間労働者の適用要件である企業規模要件を撤廃する。

(2) 改正内容

- 企業規模要件とは、短時間労働者を被用者保険（健康保険・厚生年金保険）に適用する必要がある企業(※1)の要件。
(※1) 短時間労働者を被保険者として適用する必要がある事業所を「特定適用事業所」という。
- 企業の従業員数（厚生年金保険の被保険者数）が要件とされており、従業員数が一定数以上の企業は、短時間労働者を被保険者として適用する必要がある。
- 当該企業規模要件は、平成28年10月から段階的に縮小されてきており、今回の制度改正により、更に段階的に縮小し、令和17年9月30日までの措置とされた。

平成28年 10月1日	令和4年 10月1日	令和6年 10月1日（現行）	令和9年 10月1日（改正）	令和11年 10月1日（改正）	令和14年 10月1日（改正）	令和17年 10月1日（改正）
501人以上～	101人以上～	51人以上～	36人以上～	21人以上～	11人以上～	撤廃

(※2) 企業規模要件の該当条件

企業規模要件の該当条件については、適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数（短時間労働者を除く）が、**1年間のうち6月間以上当該人数を超えることが見込まれる場合**とされている。

(例) 令和9年10月1日に特定適用事業所に該当する場合

	令和8年			令和9年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
被保険者数（各月末時点の人数）	20	31	37	32	32	32	37	34	38	40	40	42	

⇒令和8年10月から令和9年9月までの1年間のうち、被保険者数が36人以上50人以下の月が6か月あるため、令和9年10月1日に特定適用事業所に該当。

(※3) 企業規模要件の考え方

法人事業所の場合、法人そのものを事業主として取り扱うため、**法人番号が同一の全ての適用事業所**における厚生年金保険の被保険者の総数を規模人数として取り扱う。

(3) 手続の概要・留意点

令和4年10月施行・令和6年10月施行と同様の手続となる予定としており、概要については以下を予定。

ア 特定適用事業所に係る手続

- 日本年金機構から、施行日において特定適用事業所に該当する見込みのある事業所に対して、令和9年9月上旬をメドに、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」又は「事前勸奨状及び特定適用事業所該当／不該当届」を送付する。
 - ⇒ 「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が届いた事業所は、特定適用事業所に係る手続は不要。
 - ⇒ 「事前勸奨状及び特定適用事業所該当／不該当届」が届いた事業所は、令和9年10月1日以降、企業規模要件を満たした場合、「特定適用事業所該当／不該当届」を、日本年金機構に提出する。

イ 短時間労働者の被用者保険加入に係る手続

- 令和9年10月1日以降、被用者保険に加入する必要がある短時間労働者がいる場合、「被保険者資格取得届」を日本年金機構に提出する。

「特定適用事業所該当事前のお知らせ」

特定適用事業所該当事前のお知らせ
 事業所整理記号 XXXXXXXX
 事業所番号 99999
 事業所名称 XXXXXXXXXXXXX
 法人番号 999999999999
 特定適用事業所該当年月日 令和 年 月 日 (属権)
 上記のとおり特定適用事業所の該当対象となりましたので事前にお知らせします。
 令和 年 月 日
 日本年金機構理事長

「事前勸奨状及び特定適用事業所該当／不該当届」

事前勸奨状 (表紙)
 特定適用事業所 該当 / 不該当届
 事業所整理記号 XXXXXXXX
 事業所番号 99999
 事業所名称 XXXXXXXXXXXXX
 法人番号 999999999999
 特定適用事業所該当年月日 令和 年 月 日 (属権)
 上記のとおり特定適用事業所の該当対象となりましたので事前にお知らせします。
 令和 年 月 日
 日本年金機構理事長

2. 個人事業所における非適用業種の解消【施行日：令和11年10月1日】

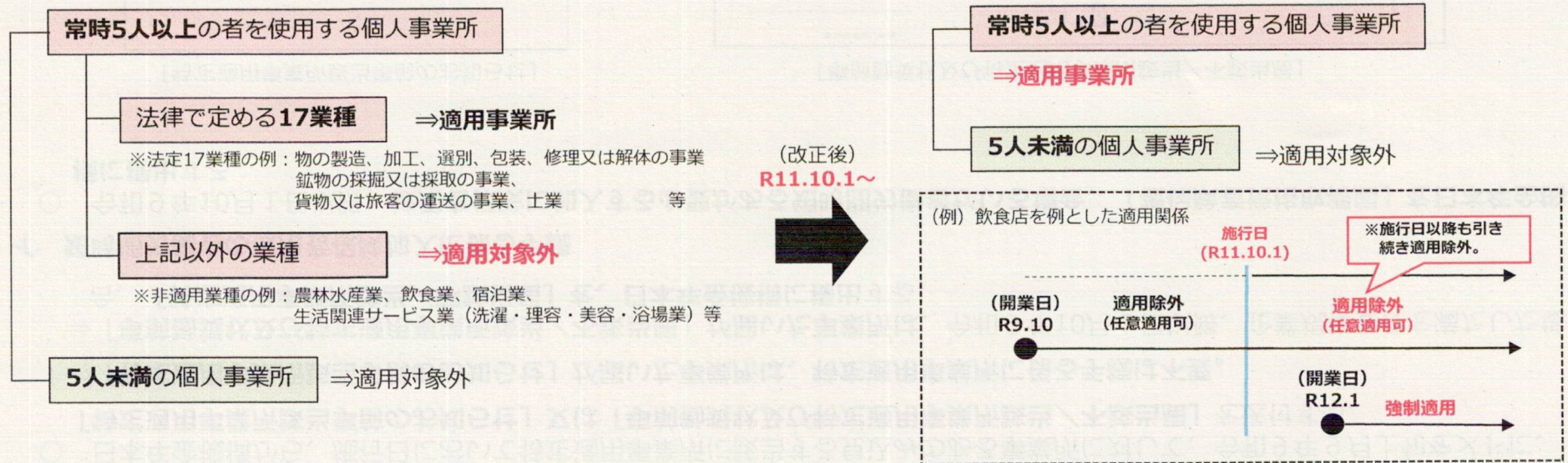
(1) 改正の背景・目的

労働者の勤め先や働き方等に中立的な公的年金制度を構築する観点等から、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所における非適用業種について、解消する。

(2) 改正内容

- 現行、個人事業所は、特定の業種（法定17業種）かつ常時5人以上の従業員を使用する場合に適用事業所となるが、今回の制度改正により、業種による適用要件が解消される。
- ただし、**令和11年10月よりも前に開業した非適用業種の個人事業所は、当分の間、適用事業所としない。**

<個人事業所に係る適用要件>



(3) 手続の概要・留意点

令和11年10月1日以降に個人事業所を開業した事業主は、常時5人以上の従業員を使用する場合には、日本年金機構に対して、「新規適用届」を提出する。

※現行の個人事業所における適用手続を踏まえて詳細検討中。

3. 短時間労働者に係る賃金要件の撤廃【施行日：公布から3年以内】

(1) 改正の背景・目的

短時間労働者の適用要件である賃金要件（月額賃金8.8万円以上）について、就業調整の基準（いわゆる「106万円の壁」）として意識されていることや最低賃金の引上げに伴い時間要件を満たせば賃金要件を満たし、要件としての実質的な意味がなくなることを踏まえ、撤廃する。

(2) 改正内容

① 賃金要件の撤廃

短時間労働者の適用要件である賃金要件（月額賃金8.8万円）について撤廃する。

【短時間労働者の適用要件】

- ①時間要件（週の所定労働時間が20時間以上であること）
- ②賃金要件（所定内賃金が月額8.8万円以上であること） ⇒撤廃 公布から3年以内の政令で定める日
- ③学生要件（学生を適用除外とすること）
- ④企業規模要件（従業員51人以上の企業） ⇒（令和9年10月から段階的に企業規模要件を縮小し令和17年10月企業規模要件撤廃予定）

② 適用除外者及び任意加入

適用事業所で働く短時間労働者のうち、最低賃金法第7条の許可の対象で、月額賃金8.8万円未満で労働している短時間労働者（以下「特定減額特例対象者」という。）について、賃金要件の撤廃により被用者保険が適用された場合、賃金要件の撤廃により直ちに被用者保険に加入すると、厚生年金の場合には標準報酬月額の下限が8.8万円であることから、賃金に比して保険料負担が重くなってしまうため、制度改正前の適用関係を保持しつつ、被用者保険に加入する途を開く観点から、適用除外とするとともに、任意加入を可能とする。

ア 適用除外の対象者

最低賃金法第7条の適用者で月額賃金8.8万円未満の短時間労働者。

【最低賃金法第7条の適用者】※実際に適用されるには都道府県労働局長の許可が必要。（）内の件数は令和5年度の許可件数。

- ・精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者（2,553件）
- ・試の使用期間中の者（0件）
- ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている者（0件）
- ・軽易な業務に従事する者（例：倉庫等における物品等の監視の業務）及び断続的労働に従事する者（例：夜間警備員の業務）（9,488件）

イ 任意加入の申出

特定減額特例対象者が被用者保険への加入を希望する場合、申し出ることによって被保険者となることができる。

※加入する場合は健康保険と厚生年金保険に原則として同時加入し、任意で脱退することも可能。

(3) 手続の概要・留意点

特定減額特例対象者が被用者保険への加入を希望する場合、申出手続を行うことが必要。（日本年金機構に対して「被保険者資格取得届」を提出する方法を想定）

4. 保険料調整制度の創設【施行日：令和8年10月1日】

(1) 創設の背景・目的

- 令和7年年金制度改正により、「1. 短時間労働者に係る企業規模要件の撤廃」及び「2. 個人事業所における非適用業種の解消」が行われ、主に中小企業や個人事業所が新たに適用対象となる。
- 当該事業所において、最低賃金の近傍で働く短時間労働者が保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう、環境を整備する必要があるため、事業主と被保険者の保険料負担割合を変更することで被保険者の保険料負担を軽減し、労使折半(50%)を超えて事業主が負担した保険料を3年間調整(還付)することができる『保険料調整制度』を創設する。

(2) 制度内容

① 対象事業所

ア 任意特定適用事業所(※1)

令和8年10月1日から令和17年9月30日までに、任意特定適用事業所となった事業所

イ 特定適用事業所(※2)

- ・ 令和9年10月1日から令和17年9月30日までに、特定労働者数が50人以下で、特定適用事業所となった事業所
 - ・ 令和17年10月1日に、特定労働者数が10人以下の適用事業所である事業所
- ※特定労働者とは短時間労働者以外の被保険者のことをいう。

ウ 任意包括適用事業所(※3)

- ・ 令和17年10月1日以後に任意包括適用事業所となった個人事業所

(※1) 任意特定適用事業所：従業員の1/2以上の同意を得て、特定適用事業所となった事業所。

(※2) 特定適用事業所：短時間労働者が被保険者として適用される事業所。現行は従業員51人以上の適用事業所に限定。

(※3) 任意包括適用事業所：従業員5人未満又は令和11年10月よりも前に開業した法定17業種以外の個人事業所で、従業員の1/2以上の同意を得て、適用事業所となった事業所。

エ 政令で定める適用事業所

- ・ 詳細検討中

② 対象被保険者

次の標準報酬月額等級に該当する短時間被保険者。

厚生年金保険(第1号)：第1級(88千円)～第6級(126千円) 健康保険：第1級(58千円)～第9級(126千円)

③ 保険料調整開始の申出及び調整期間

ア 保険料調整開始の申出及び申出の期限

- 保険料調整開始の申出は、対象となる事業主が日本年金機構に申し出ることにより行う。
- 申出の期限は対象事業所に該当した日から2年間。

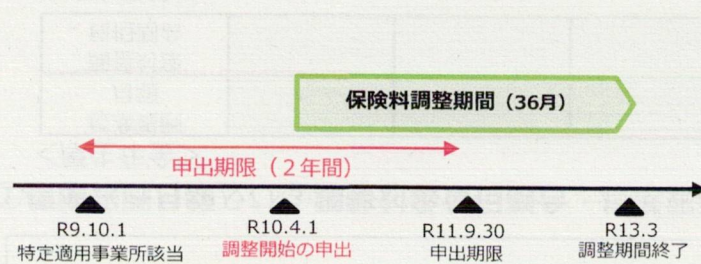
イ 調整期間

- 申出があった日の属する月から通算して3年間（36月間）。
ただし、督促状の指定期限までに納付されなかった月の保険料は調整対象外となる。

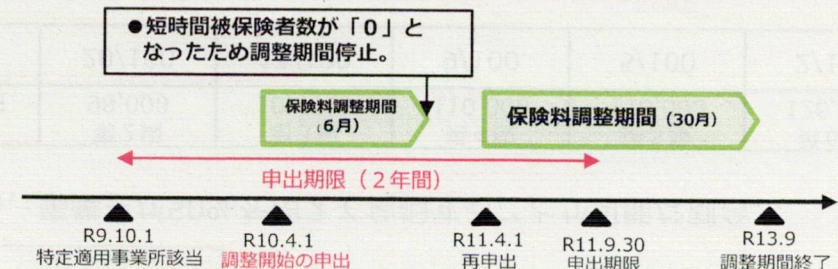
ウ 調整期間の停止

- 申出の期限内に対象の短時間被保険者数が「0」となった場合、調整期間は停止となり、「0」となった日の属する月の前月までが調整期間となる。
ただし、申出期限内であれば再開の申出が可能であり、申出を行った場合は、申出月から保険料調整が再開される。

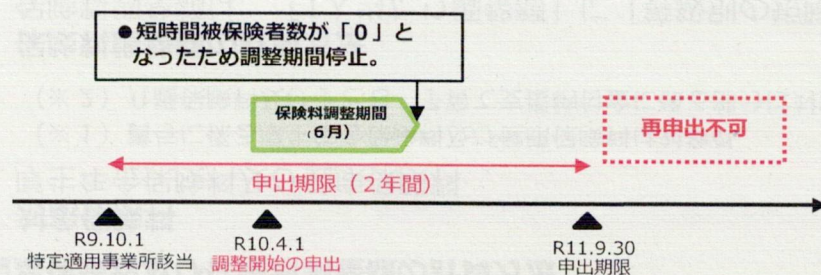
【ケース1】特定適用事業所が調整制度の申出を行う場合



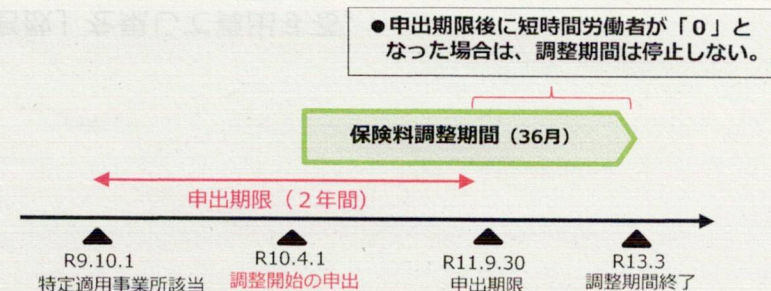
【ケース2】申出期限内に短時間被保険者が「0」となり、再申出した場合



【ケース3】申出期限経過後に短時間被保険者が「0」となり、再申しないまま申出期限を経過した場合



【ケース4】申出期限経過後に短時間被保険者が「0」となる場合



④ 対象保険料及び保険料調整額の計算方法

ア 対象保険料

厚生年金保険料及び健康保険料

- (※ 1) 賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料は対象外。
- (※ 2) 介護保険料及び子ども・子育て支援納付金に係る部分は対象外。

イ 保険料調整額の計算方法

保険料調整額は、「1人当たり調整額」に「等級別の短時間被保険者数」を乗じて算出する。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">(1人当たり調整額)</p> <p style="margin: 0;">【① 標準報酬月額 × ② 保険料率 × ③ 調整対象負担割合 × ④ 逡減割合】</p> <p style="margin: 0; text-align: center; font-size: small;">(増加負担割合)</p> </div>	<p>× 等級別の短時間被保険者数 = 保険料調整額</p>
---	--------------------------------

①標準報酬月額及び③調整対象負担割合：標準報酬月額に応じ、事業主が50%を超えて負担することが可能な割合。

<厚生年金>

標準報酬月額				第1級 88,000円	第2級 98,000	第3級 104,000	第4級 110,000	第5級 118,000	第6級 126,000
調整対象負担割合				25/100	20/100	14/100	9/100	5/100	2/100

<健康保険>

標準報酬月額	第1級 58,000円	第2級 68,000円	第3級 78,000円	第4級 88,000円	第5級 98,000	第6級 104,000	第7級 110,000	第8級 118,000	第9級 126,000
調整対象負担割合	25/100	25/100	25/100	25/100	20/100	14/100	9/100	5/100	2/100

②保険料率 厚生年金保険料：18.3% 健康保険料：都道府県別保険料率（介護保険料及び子ども・子育て支援納付金料率を除く。）

④逡減割合 調整期間が24月までの逡減割合は「1」、25月～36月までの逡減割合は「1/2」
 ※保険料調整制度が、保険料負担の労使折半原則の下での例外的な制度であることを踏まえ、調整額を段階的に逡減。

⑤ 調整期間中における対象被保険者の年金給付・健康保険給付の取扱い

調整期間中における年金給付・健康保険給付については、満額が保障される。

(3) 手続の概要・留意点

- 保険料調整制度は申出のあった日の属する月から開始されるため、制度の利用を希望する事業主は、速やかに日本年金機構に対して申出いただく必要がある。
- 保険料調整が停止となった企業が制度の再利用を希望する場合、申出期限内に再度日本年金機構に対して申出いただく必要がある。

※健保組合の事業所については、同時に健保組合に申出が必要。
 ※申出方法の詳細は検討中。

Ⅲ. 年金給付関係に係る主な改正内容

1. 在職老齢年金制度の見直し【施行日：令和8年4月1日】

(1) 改正の背景・目的

保険料の拠出に見合う給付を行うとする公的年金の原則と働き方に中立的な仕組みとする観点から、在職老齢年金制度を見直す。

(2) 改正内容

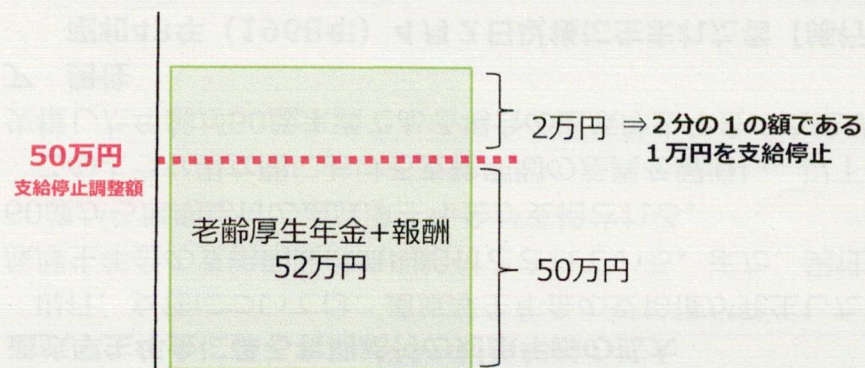
- 老齢厚生年金の受給者で在職している者は、年金月額と月額給料（月額換算した直近1年間の賞与も含む）の合算額が支給停止調整額を超える場合、老齢厚生年金額のうち、当該超えた額の2分の1を支給停止する。
- 当該支給停止調整額を、現行の50万円から62万円（いずれも令和6年度価格）に引き上げる。

<在職老齢年金のイメージ> -老齢厚生年金：月額10万円 報酬：月額42万円のケース-

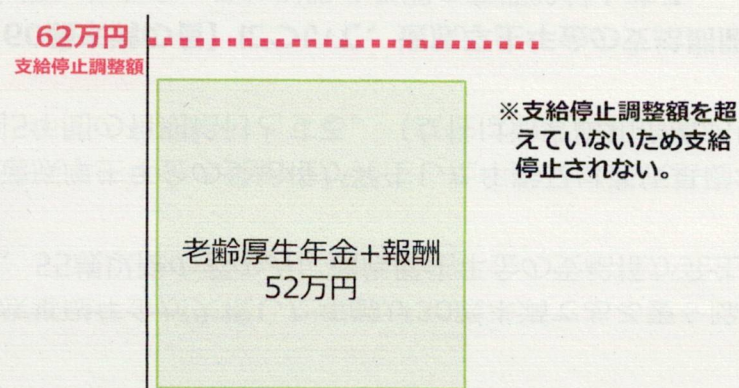
$$\text{支給停止月額の計算式} = (\text{年金月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2$$

※総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + (直近1年の標準賞与額の総額 × 1/12)

【現行】



【改正後】



(3) 手続きの概要・留意点

受給者又は事業主の手続きは不要。

※日本年金機構から、令和8年6月上旬に、令和8年度の年金額等が記載された「年金額改定通知書」を、受給者に対して送付する。なお、本制度改正により老齢厚生年金額が増加する受給権者に対しては、「年金額改定通知書」にそのことが分かる印を付した上で送付する予定。

2. 遺族厚生年金の見直し【施行日：令和10年4月1日】

(1) 改正の背景・目的

女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化を踏まえ、制度上の男女差を解消する観点から、遺族厚生年金制度を見直す。

(2) 改正内容

① 遺族厚生年金に係る有期給付の対象年齢の拡大

- 現行、女性については、遺族厚生年金の受給権が発生した年齢又は遺族基礎年金が失権した年齢が30歳未満である妻を除き、遺族厚生年金の支給期間は無期給付とされている。また、男性については、55歳以降の者のみに遺族厚生年金の受給権が発生し、60歳から無期給付の遺族厚生年金が支給される。
- このような男女間における支給期間の差異を解消し、以下のとおり、遺族厚生年金の受給権が発生した年齢又は遺族基礎年金が失権した年齢が60歳未満である場合の遺族厚生年金の支給期間を、原則5年間の有期給付とする。（女性は激変緩和措置あり）

ア 男性

昭和43年（1968年）4月2日以後に生まれた者【施行日において60歳未満の者】について、遺族厚生年金の支給期間を5年間とする。なお、子を有する場合は、60歳到達前に遺族基礎年金が失権したとき、それ以降5年間の有期給付とする。

イ 女性

平成元年（1989年）4月2日以後に生まれた者【施行年度末において40歳未満の者】について、遺族厚生年金の支給期間を5年間とする。なお、子を有する場合は、60歳到達前に遺族基礎年金が失権したとき、それ以降5年間の有期給付とする。

- 女性だけを対象とする中高齢寡婦加算は廃止する。ただし、施行後に中高齢寡婦加算の支給事由が生じた場合は、令和35年まで25年かけて、受給権発生年度等に応じて段階的に減額した額を支給する。

② 有期給付化に伴う配慮措置

ア 生計維持要件の見直し

本改正に伴い有期給付の対象となる遺族厚生年金の受給権者（以下「特定受給権者」という。）については、支給要件に係る生計維持要件のうち、現行、前年収入850万円未満とされている収入要件を撤廃する。

イ 有期給付加算の新設

特定受給権者については、遺族厚生年金額に「有期給付加算」として、死亡者の老齢厚生年金の4分の1相当額が加算される。

ウ 遺族厚生年金の継続給付

特定受給権者が遺族厚生年金を5年間受給した後においても「①前年所得が国民年金保険料の免除の基準所得額未満の者」又は「②障害年金受給権者であって障害の状態に在る者」等については、最長65歳到達まで継続して遺族厚生年金を支給する。

⇒①の者については、前年所得に応じて遺族厚生年金額を支給停止する。（全額停止が2年間継続した場合は、遺族厚生年金の受給権は失権）

⇒②の者については、障害状態を確認できている期間は満額の遺族厚生年金を支給する。

エ 死亡分割制度の導入

死亡者の婚姻期間における厚生年金への加入期間の標準報酬月額等を分割することで、遺族（以下「死別配偶者」という。）の将来の老齢厚生年金を増加させる死亡分割制度が導入される。

(ア) 死亡分割の請求権の発生日

死別配偶者が特定受給権者である（又はあった）ときは、当該死別配偶者は、**遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過した日等以降**、日本年金機構に対し、婚姻期間中の標準報酬額の改定又は決定を請求することができる。

(イ) 標準報酬月額等の分割

婚姻期間中の標準報酬月額等の総額が2分の1になるように標準報酬月額を分割する。（現行の離婚分割を参考にした仕組み）

(ウ) 死亡分割の効力

請求のあった日から将来に向かってその効力を有する。

⇒障害厚生年金の受給権者等が死亡分割請求を行った場合、**請求月の翌月から年金額が改定される。**

(エ) 死亡分割の請求期限

上記（ア）の請求権発生日から5年を経過した日

(3) 手続の概要・留意点

① 遺族厚生年金に係る手続

遺族は「遺族年金請求書」を日本年金機構に提出する。（現行の遺族年金の手続から変更無し）

② 遺族厚生年金の継続給付に係る手続（※以下の内容については詳細を検討中）

ア 障害年金の受給権を有していない場合

日本年金機構において、受給権者の前年所得情報を市区町村に確認した上で、遺族厚生年金の支給停止額を計算するため、受給権者における手続は不要。

※所得が確認できなかった場合は、日本年金機構から送付する「所得状況届」を提出する。

イ 障害年金の受給権を有している場合

障害状態の確認が必要となるため、受給権者は、日本年金機構に「障害状態確認届（診断書）」を提出する。

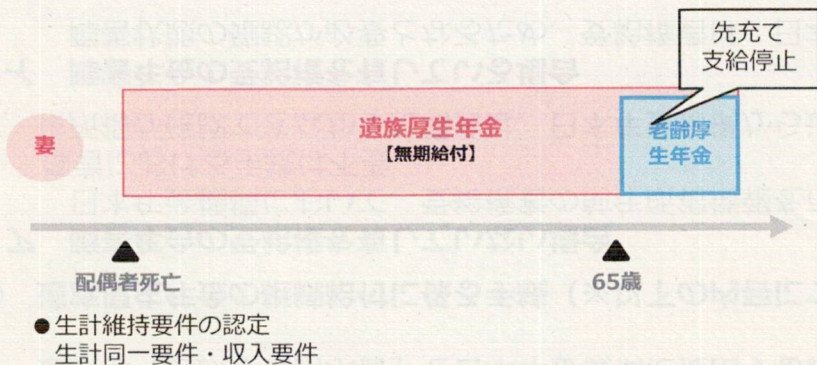
③ 死亡分割制度に係る手続

死亡分割の請求権が発生する前月までに、受給権者に対して、日本年金機構から「標準報酬改定請求書（死亡分割用）」を送付する予定のため、受給権者は、日本年金機構に対して「標準報酬改定請求書（死亡分割用）」を提出する。

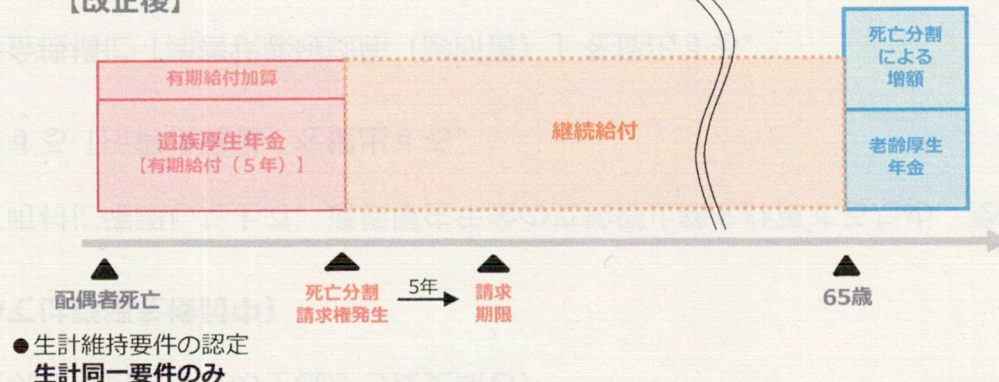
<現行及び改正後の受給イメージ>

(子を有さない妻のケース)

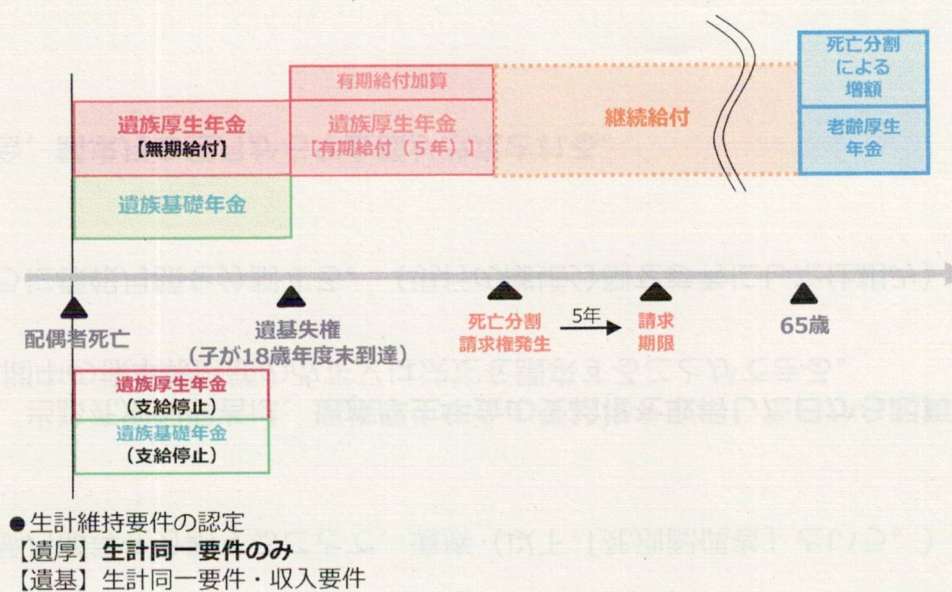
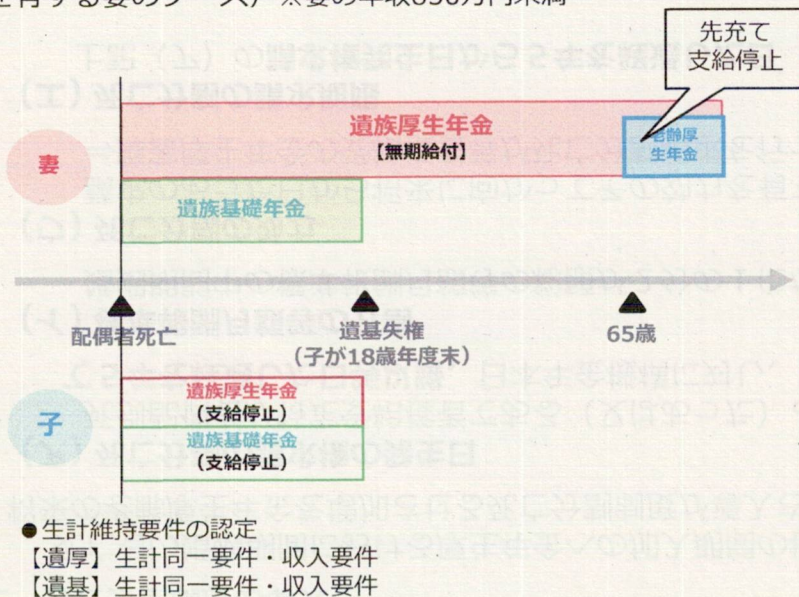
【現行】



【改正後】



(子を有する妻のケース) ※妻の年収850万円未満



3. 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの許容【施行日：令和10年4月1日】

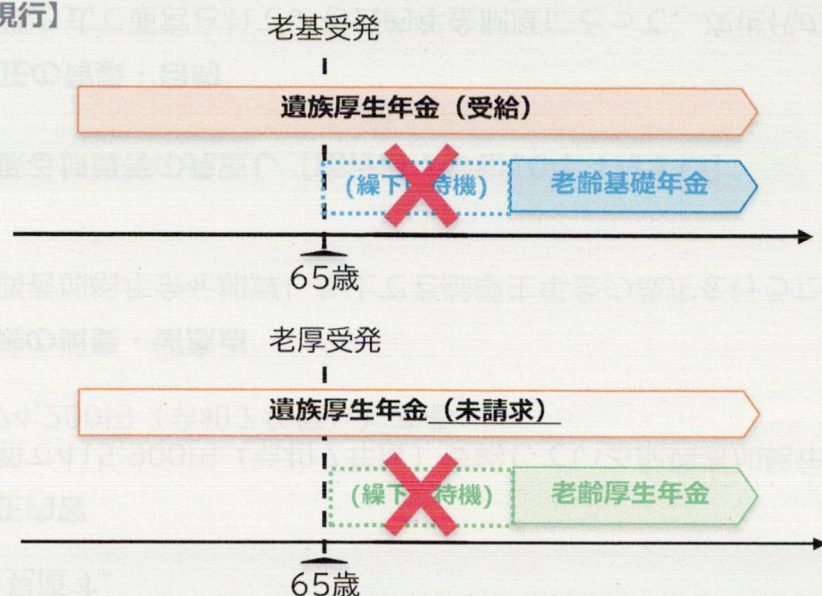
(1) 改正の背景・目的

高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえ、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、繰下げ制度を見直す。

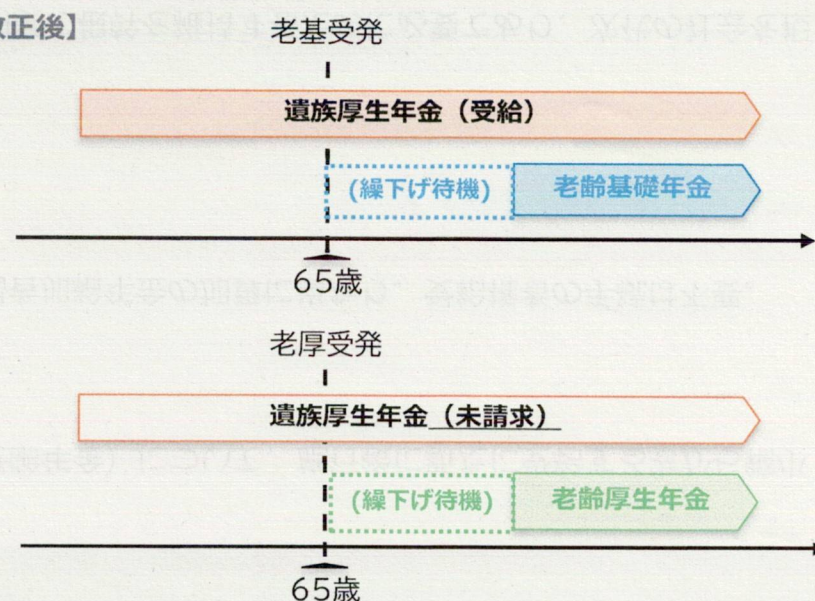
(2) 改正内容

- 現行、遺族厚生年金の受給権を有する場合、**老齢基礎年金**の繰下げを行うことができないところ、**遺族厚生年金の受給権を有していたとしても、老齢基礎年金の繰下げ申出を認める。**
- 現行、遺族厚生年金の受給権を有する場合、**老齢厚生年金**の繰下げを行うことができないところ、**遺族厚生年金の受給権を有していたとしても、遺族厚生年金の請求をしていない者は、老齢厚生年金の繰下げ申出を認める。**

【現行】



【改正後】



(3) 手続の概要・留意点

- 老齢年金受給権者は、自身が希望する繰下げ年齢に達した時に、日本年金機構に「老齢年金請求書」に併せて「支給繰下げ申出書」を提出する。(現行と同様。)
- 本改正により、**昭和38年4月2日以降生まれの者(令和10年4月1日以降に65歳に到達する者)**は、今後、遺族厚生年金の受給権が発生した場合、**65歳以降の老齢厚生年金の繰下げを行うかを検討した上で、遺族厚生年金の請求要否を検討する必要がある。**
- 本改正において、**老齢基礎年金**の繰下げは**昭和27年4月1日以前の生まれの者(令和10年3月31日以前に76歳に到達する者)**、**老齢厚生年金**の繰下げは**令和4年3月31日時点で老齢厚生年金の受給権発生から5年を経過した者が本改正の対象外**となる。

4. 配偶者加給年金の見直し【施行日：令和10年4月1日】

(1) 改正の背景・目的

老齢厚生年金における配偶者に係る加給年金について、社会状況の変化等によりその役割が縮小していることを踏まえ、新たに支給額を見直す。

(2) 改正内容

年額で415,900円（令和7年度）支給している配偶者加給年金額（老齢年金）について、施行後に新たに受給する者から縮小（374,200円（令和7年度））する。

(3) 手続きの概要・留意点

配偶者加給年金を加算した上で老齢厚生年金の裁定を行うため、配偶者加給年金の加算に当たり、受給権者の手続きは不要。

5. 子に係る加算等の見直し【施行日：令和10年4月1日】

(1) 改正の背景・目的

賦課方式で運営されている公的年金制度にとって、次世代の育成は制度の根幹を維持するために必要であり、次代の社会を担う子どもを支援し、子を持つ年金受給者を支援する観点から、公的年金制度における子の加算を拡充する。

(2) 改正内容

① 子の加算の新設

老齢基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金に子の加算を新設する。

（※）子とは、18歳到達年度の末日まで（1級、2級の障害状態にある子は20歳まで）の子を指す。

② 加算額の引上げ

子に係る加算額を第3子以降も含め一律約28万円に引き上げる。

（現行では第2子までは239,300円、第3子以降は79,800円（令和7年度の年額））

⇒令和10年4月分から、子の加算の受給権を有する者に係る加算額を一律引き上げる。

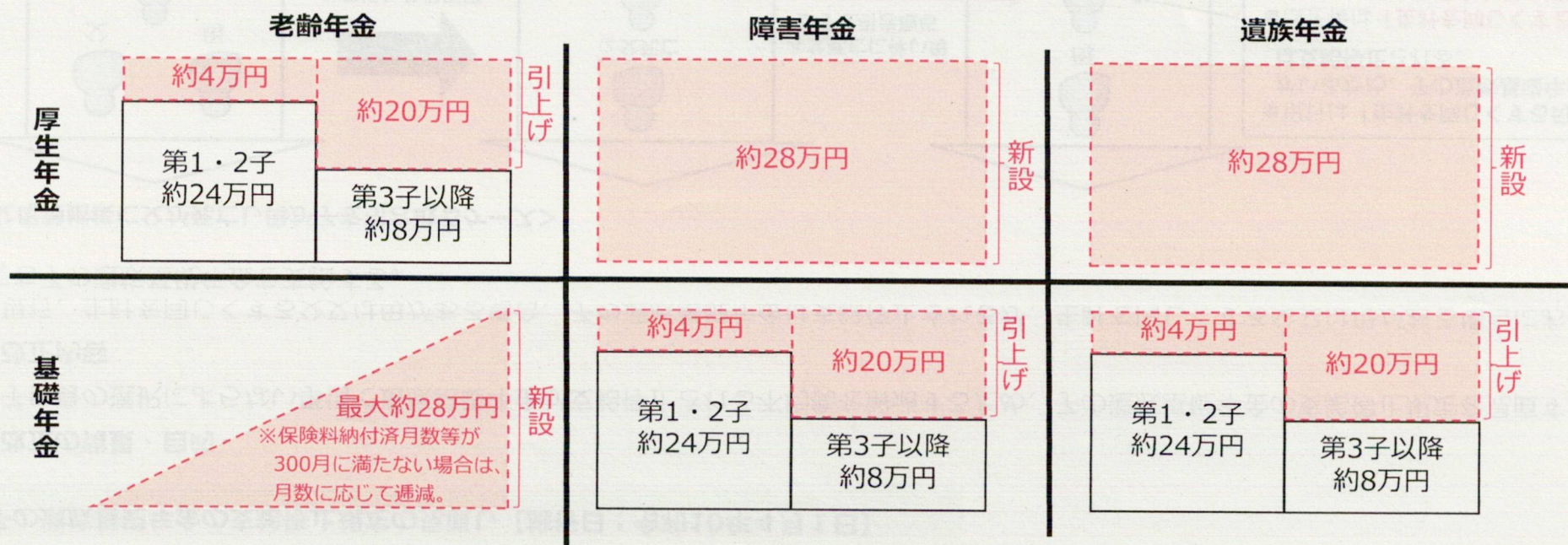
③ 支給要件の見直し

- 老齢厚生年金の子の加算に必要となる被保険者月数を**240月から120月に引き下げる**。
⇒施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者より適用。
- 基礎年金及び厚生年金ともに子の加算が加算される場合は、**厚生年金を優先する併給調整を行う**。
⇒令和10年4月分から適用。
- 夫婦の双方が子の加算の受給権を有する場合は、その子を**主として生計を維持する者のみに支給を行う**。
⇒施行日以後に子の加算の受給権を取得した者より適用。
- 加算の対象となる**子に国内居住要件を設ける**。
⇒施行日以後に子の加算の受給権を取得した者より適用。

(3) 手続の概要・留意点

子の加算を加算した上で年金の決定を行うため、子の加算の加算に当たり、受給権者の手続は不要。

<改正後の子に係る加算の全体像>



6. 子の遺族基礎年金の支給停止規定の見直し【施行日：令和10年4月1日】

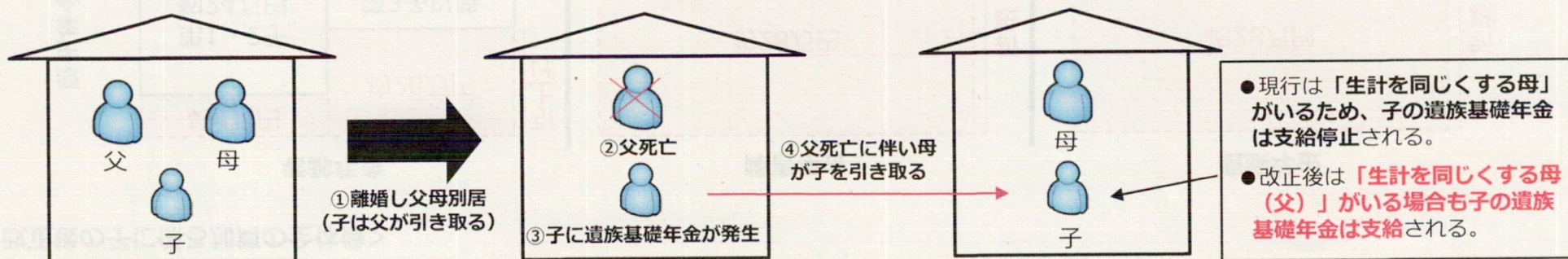
(1) 改正の背景・目的

子自身の選択によらない事情で遺族基礎年金が支給停止される不均衡を解消するため、子の遺族基礎年金の支給停止規定を見直す。

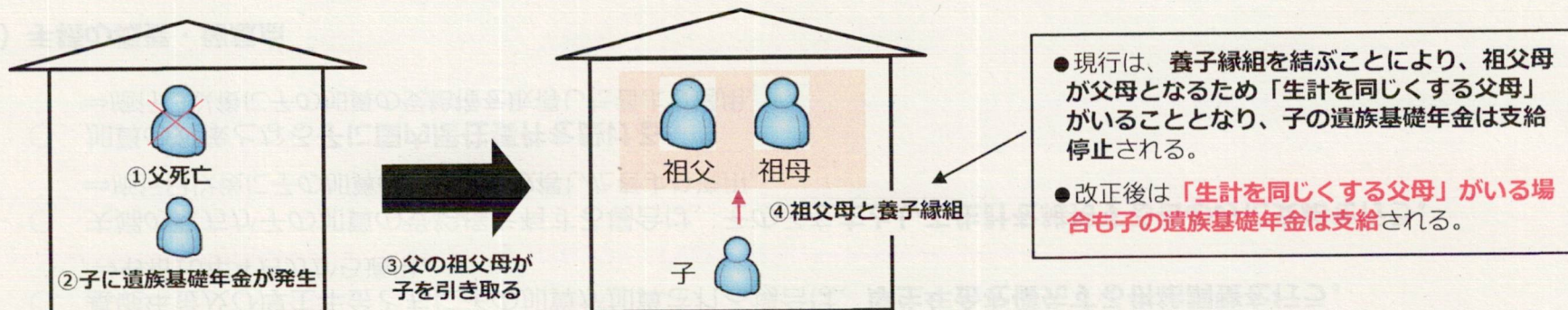
(2) 改正内容

現行、生計を同じくする父又は母がある場合、子の遺族基礎年金は支給停止されるが、生計を同じくする父又は母がある場合においても子の遺族基礎年金を支給する。

<父母離婚後に父が死亡し母が子を引き取るケース>



<父の死亡により祖父母が子を引き取り養子縁組を結ぶケース>



(3) 手続の概要・留意点

遺族基礎年金の支給を開始するに当たり、令和10年4月前に、日本年金機構から対象の受給権者に対して、年金振込先口座を確認するための届書等を送付する予定。届書が届いた受給権者は、日本年金機構に対して当該届書を提出する。

7. 脱退一時金の見直し【施行日：公布から4年以内】

(1) 改正の背景・目的

在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、外国人が将来の年金受給に結び付きやすい仕組みにするとともに、脱退一時金の支給上限を見直す。

(2) 改正内容

① 支給の見直し（再入国許可）

現行、再入国許可付きで出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能であるところ、**再入国許可付きで出国した外国人は、当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない。**

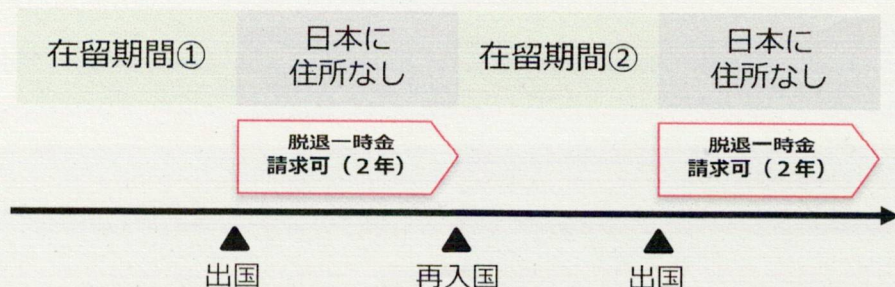
② 支給上限の引上げ

外国人の滞在期間の長期化や在留資格の見直し（育成就労制度の創設）を踏まえ、**支給上限年数を現行の5年から8年に引き上げる。**

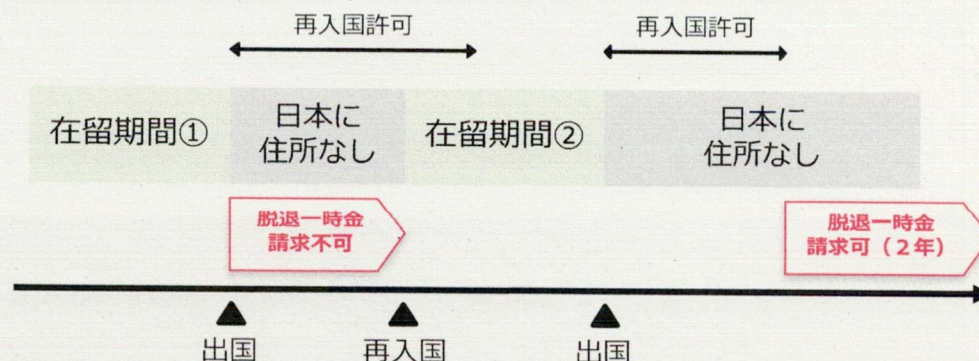
（注）②は政令改正事項（施行日は未定）

<改正後の脱退一時金請求イメージ（①関係）>

【現行】再入国許可の有無にかかわらず、日本国内に住所を有しない等の要件を満たせば請求可能



【改正後】再入国許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない



(3) 手続の概要・留意点

日本国内に滞在していない等、脱退一時金の支給要件を満たした外国人は、「脱退一時金請求書」を「再入国許可の有効期限経過後であることを明らかにする書類」等を添付の上、日本年金機構に提出する。

